

# 中華人民共和國憲法

田 畑 忍

## (一) 中華人民共和國憲法の成立

中華人民共和國憲法を毛澤東憲法と呼ぶ人たちがあつた。こと程それには毛澤東の息吹がかかつてをり、また毛澤東及び劉少奇の思想と指導によつてゐることを否定せられ得ない。

中華人民共和國憲法は、一九五四年九月二十日、即ち第一期全國人民代表大會に於て、出席代表一一九七名の無記名投票による全會一致の賛成で採擇制定されたものであるが、其の草案は毛澤東を委員長として、一九五三年一月十三日に設けられた中華人民共和國憲法起草委員會によつて用意された。が先づ毛澤東の指導によつて中國共產黨中央委員會が草案初稿の執筆をした。而して一九五四年三月、憲法起草委員會は中國共產黨中央委員會から提出された憲法草案初稿を受理して、これを全國大都市の民主的の代表者數千の二ヶ月にわたる討論にかけ、その意見を加へて修正を施した。この修正を加へた草案が、同六月十四日に中央人民政府委員會の採擇するところとなり、又全人民の討論に付するために公布された。かくして其の二ヶ月にわたる討論によつて修正を施し、同年九月九日中央人民政府委員會がこれを採擇して全國人民代表大會に提出した。即ち全國人民代表大會の可決

したのはこれに若干の修正を加へたものである。其の間に果した劉少奇の役割を度外視することはゆるされない。又もちろん、この草案が臨時憲法としての中國人民政治協商會議共同綱領（一九四九年制定）を基礎としたものであることも否定され得ない。言いかえれば、中華人民共和國憲法は、それ自體としては中國人民政治協商會議共同綱領の發展したものにほかならない。このことは中華人民共和國憲法序言の述べている通りである。同序言は、さらに續けて「この憲法はわが國人民革命の成果と中華人民共和國成立以來の政治上、經濟上の新たな勝利を固め、かつ、國家の過渡期の根本的要求と人民大衆の社會主義社會建設の共同の願望を反映している」と述べている。従つて、それは、中國百年の憲政運動の歴史的經驗の總結論ではあるが、然し中國人民政治協商會議共同綱領以前の中國の憲法と質的にかかわりのあるものとは言へない。寧ろ、それ以前の中國の諸憲法（例へば康有爲の憲法、南京臨時政府の臨時憲法、曹錕の憲法、そして蔣介石の憲法等）に對しての質的反對物である。かくの如き中華人民共和國憲法が、舊ドイツのワイマル憲法、蒙古人民共和國憲法、朝鮮民主主義人民共和國憲法、ドイツ民主共和國憲法、ハンガリア人民共和國憲法、アルバニア人民共和國憲法、ポーランド人民共和國憲法、ルーマニア人民共和國憲法、チェッコスロヴァキア憲法、ブルガリア人民共和國憲法、ユーゴスラヴィア連邦人民共和國憲法等と同型の人民民主主義的憲法であり、従つて社會主義型の憲法に屬するものであることは言うまでもない。然しながら、未だそれはソヴィエト社會主義共和國憲法の如き社會主義憲法でないこともまた詳論を俟たずして明らかなことである。

およそ右の如くであるから、中華人民共和國の法的性格の何たるかは、中華人民共和國憲法の規定するところ

によつて明らかに知られる筈である。

## (二) 中華人民共和國の根本的性格としての人民民主專政主義

中華人民共和國憲法（以下新中國憲法と略稱することがある）は、其の序言の冒頭に於て、中華人民共和國（以下新中國と略稱することがある）の成立について、「中國人民は、百餘年の英雄的な闘争を経て、ついに、中國共産黨の領導の下で、一九四九年、帝國主義、封建主義、及び官僚資本主義反對の人民革命の偉大な勝利をかちとり、それによつて、長期にわたつた被壓迫、被隸屬の歴史を終らせ、人民民主專政の中華人民共和國をうちたてた」と規定している。また、中國人民政治協商會議共同綱領（以下、共同綱領と略稱する）序言は、これを次の如くに規定している。曰く「中國の人民解放戦争と人民革命の偉大な勝利は、すでに帝國主義・封建主義および官僚資本主義の中國における支配の時代におわりをつけさせた。中國人民は被壓迫者の地位から新しい社會、新しい國家の主人公にかわり、人民民主專政の共和國をもつて、あの封建的・買辦的・ファシスト的獨裁の國、民黨反動支配とかえた」と。

かくして新中國は、人民民主主義革命によつて成立した人民共和政國家であり、新中國憲法はかくの如き革命の結果成立した人民共和政國家の制定した革命的民定憲法である、と言うことが明瞭である。新中國憲法の序言並びに共同綱領の序言が、この革命的な新中國の民主共和政を、人民民主專政又は人民民主主義であると稱し、又新民主主義<sup>(註)</sup>の制度であると規定している如く、未だそれは純然たる社會主義制度ではない。それは人民民主主義

革命によつて創設された人民民主主義國家として、平和的手段によつて社會主義社會を用意し保證せんとする政治的權力にほかならない。故にプロレタリアート獨裁の半國家又は社會主義國家ではない。それは人民民主專政國家(註二)にほかならない。すなわち、「中國の人民民主專政は中國の勞働者階級・農民階級・小ブルジョア・民主主義的な人々の人民民主統一戦線の政權であつて、勞農同盟を基礎とし、勞働者階級に領導される」(共同綱領序言)社會主義國家への過渡的國家なのである。すなわち新中國憲法第一章總綱第一條は、これを「中華人民共和國は勞働者階級が領導し、勞農同盟を基礎とする人民民主主義國家である」と規定している所以である。すなわち、かくの如き人民民主統一戦線政權の中樞的組織は、この憲法の制定までは、中國人民政治協商會議であつて、中國共產黨、民主的諸黨派、人民諸團體、各地區、人民解放軍、少數諸民族、國外華僑およびその他の愛國的・民主主義的な人々の代表たちであつたが(共同綱領序言)、これを領導するものは中國共產黨であり、その下に結成した民主的諸階級、民主的黨派、人民諸團體の廣範な人民民主統一戦線を、更に擴大して全國人民を動員結集して、國家の過渡期の總任務(社會主義工業化の漸次的實現と社會主義的改善による社會主義社會の樹立)を完了せんとするものである(新中國憲法序言)ことを規定しているのである。

これを要するに、人民民主主義中國は、中華人民の社會主義社會を建設するための過渡期的な國家にほかならない。それはブルジョア獨裁の國家ではない。然かもまたプロレタリアート獨裁の國家ではない點に於て、恰かもソヴェトロシアの國家體制と、其の性格を異にしているものである、と言はねばならない。

(註一) 毛澤東は新民主主義について、すでに其の「新民主主義的憲法」(一九四〇年)の中で次の如き規定を與へている。曰

く「われわれがいま必要としている民主政治とは、どんな民主政治なのか。それは新民主主義の政治であり、新民主主義の憲政である。それはふるい時代おくれの歐米式の、ブルジョア獨裁のいわゆる民主政治ではない。と同時に、それはまだソ同盟式のプロレタリアート獨裁の民主主義政治でもない」。又曰く「わが中國が必要としている民主主義政治は、すでに舊式の民主主義ではなく、また社會主義的民主主義でもなくて、げんざいの中國の國情にあつた新民主主義である。現在、實行しようとしている憲政は、新民主主義的憲政でなければならぬ。新民主主義的憲政とはなにか。それは、いくつかの革命的階級が連合して民族裏切者、反動派にたいしておこなう獨裁である」(以上、毛澤東選集第五卷、四五頁以下)。

また彼は、其の「新民主主義論」(一九四三年)の中で、「全世界の多種多様な國家體制も、その政權の階級的性質からわけると、基本的には、つぎの三種類より外にはない。(一)ブルジョア獨裁の共和國、(二)プロレタリア獨裁の共和國、(三)いくつかの革命的階級の連合獨裁の共和國」と言つている(以上毛澤東選集第四卷、二三六頁)。新民主主義・人民民主主義の何たるかは、この引用によつて明白であるが、「連合政府について」(一九四五年)の中で、彼が次の如くに述べていることによつていつそう明らかに知られよう。曰く「われわれの主張する新民主主義の政治とは、外部からの民族的壓迫をてんぶくし、國內の封建主義的、ファッショ主義的壓迫を廢止することであり、さらに、こうしたものを顛覆ならびに廢止したのちに、舊民主主義的な政治制度を樹立することではなくて、あらゆる民主主義的階級の連合による統一戦線の政治制度を樹立するよう主張するのである。われわれのこの主張は孫中山先生の革命的主張と完全に一致するものである」(毛澤東選集第六卷、二二五頁)。

(註二) 毛澤東は「人民民主專政論」(一九四九年)の中で、「中國人民が數十年のあいだ積みかさねてきた一切の經驗がわれわれに、人民民主專政、あるいは人民民主獨裁を實行せよといつてゐる。この二つは、結局のところおなじものであ

る。つまり、反動派から發言權をうばいと、人民にだけ發言權をもたせることである。人民とはなにか？ 中國の現段階では、労働者階級、小ブルジョアジー、および民族ブルジョアジーである。これらの階級は、労働者階級と共産黨の指導のもとに團結して、自分自身の國家を組織し、自分自身の政府を選挙して、帝國主義の手先、つまり地主階級、官僚、ブルジョアジーおよびこれらの階級を代表する國民黨反動派とそのなかまにたいして、專政をおこない、獨裁をおこない、かれらを壓迫する。……人民の内部では、民主制度を實行し、言論、集會、結社などの自由權をあたえる。選挙權は人民だけにあたえ、反動派にはあたえない。この兩方面、つまり人民の内部にたいする民主的な面と、反動派にたいする專政的な面とを、たがいに結びつけたものが、人民民主專政なのである」(毛澤東論文集、二五六―七頁)と言っている。更に彼は、その文章の中で、人民の内部にだけ仁政を施し、民主的な方法即ち説得の方法を取つて、強制の方法を取らない、と言っている。つまり、人民に對しては民主、反動階級に對しては專政、これが民主專政だと言うことになり、毛澤東は、反動階級に對しても仁政は施すけれども、それは民主的方法ではなく強制的方法によつて行うのである、と言っているのである。そして、「人民民主專政の基礎は、労働者階級、農民階級および都市の小ブルジョアジーの同盟であつて、なかでも主要なものは、労働者と農民の同盟である。なぜなら、この二つの階級は、中國の人口の八〇%ないし九〇%をしめているからである」(前掲著者、二六二頁)と言ひ、更に人民民主專政は労働者階級によつて指導されなければならない、それはかくの如き指導だけが、遠くを見とうし、公平で利己心がなく、革命の徹底性に最も富んでいるからだ、と言っている。

### (三) 多民族國家としての新中國

新中國は、人民民主主義國家としての共和國であると同時に、更に他面に於ては、「統一的多民族國家である」

(新中國憲法三條一項)と規定せられている。すなわち、それは一民族獨裁の國家ではなく、また連邦制國家ではなくて、多民族自決主義的單一國家たるべし、とするものである。故に第三條第二項は、「各民族はすべて平等である。どの民族にたいしても差別觀や壓迫を禁止し、各民族の團結を破壊する行爲を禁止する」と規定し、又同條第三項は、「各民族はすべて自己の言語文字を使用し發展させる自由をもち、自己の風俗習慣を保持し、もしくは、改革する自由をもつ」と規定し、更に同條第四項は「各小數民族の集居する地方では區域自治を行なう。民族自治の各地方はすべて中華人民共和國の不可分な一部である」と規定しているのである。

新中國憲法が、一民族主義即ち民族主義(大民族主義と地方民族主義)を排斥していることは、かくて明瞭であるが、同序言中の民族政策にかんする叙述は、更にいつそうそのことを明らかにしているのである。曰く「わが國の各民族はすでに自由平等な民族の大家族となるまでに結集している。各民族の間の友愛互助を發揚し、帝國主義に反對し、各民族内部の人民の共同の敵に反對し、大民族主義と地方民族主義に反對することを基礎として、わが國の民族的團結はひきつづき強化されるであろう。國家は經濟建設および文化建設の過程において、各民族の必要を顧慮し、社會主義的改造の問題では、各民族の發展の特徴に十分に注意するであろう」と。

従つて、共同綱領第九條が、民族問題については、「中華人民共和國の領域内の諸民族は、いづれも平等の權利と義務をもつと定めるのみであつたのと較べて、新中國憲法が如何に愈々民族政策に重きを置くにいたつてゐるかが知られるわけである。すなわち劉少奇が、「中華人民共和國憲法草案報告」に於て、「わが國はすでに、民族の自由平等な大家庭となつてゐる。憲法草案は、この方面の經驗を總結し、民族區域自治について、各小數民

族の政治經濟文化建設について、共同綱領にくらべ、より一步すすんだ規定をおこなっている」(同三四頁)、と言つてゐる所以である。

また全國人民代表大會に民族委員會を設け(新中國憲法第三十四條一項参照)、また第五節第六十七條乃至第七十二條を設けて、民族自治(自治區、自治州、自治縣)の自治機關について定めてゐるのも、其の傾向を示すものと言はねばならない。例へば第六十八條が、「多民族が雜居してゐる自治區、自治州、自治縣の自治機關内には關係のある民族が適當數の代表を置かなければならない」と定め、第七十二條が、「各上級の國家機關は各自治區、自治州、自治縣の自治機關が自治權を行使するのを十分保障し、かつ少數民族が政治的、經濟的、文化的建設事業を發展させるのを援助しなければならない」と定めてゐることが注意せられる次第である。

とにかく、社會主義社會の實現のために、新中國憲法が、民族平等、民族自治を基調とし、多民族統一主義に立脚して、大民族主義と地方民族主義とを排せんとするものであることは極めて明瞭であると言はねばならない。

50

毛澤東は、「中國革命と中國共產黨」(一九三九年)の中で、中華民族について、「わが中國は、いま、四億五千萬の人口、ほぼ世界人口の四分の一をもつてゐる。この四億五千萬人の人口のうち、九割が漢族である。このほか、回族、蒙古族、西藏族、滿洲族、苗族、夷族、黎族など、多くの少數民族があり、その文化程度はちがつてはゐるが、かれらはみな、長い歴史をもつてゐる。中國は、多數の民族が結合してできた、大きな人口をもつ國家である」(毛澤東論文集、一〇頁)と言つてゐるが、其の民族政策は、帝國主義的民族分離政策に抗して、これ

らの多民族の調和によつてのみ社會主義の實現が可能となる、と考へるところにある。劉少奇の次の憲法草案説明はこのことを説いて餘さない。曰く「大民族主義と地方民族主義は、ともにまちがいであることを指摘しなければならぬ。この種の思想は、わが國各民族の團結と民族區域自治の實行にとつて、ともに有害である。憲法草案の前文のなかからくみとれるとおり、ひきつづき民族の團結をつよめるためには、たんに帝國主義および各民族内部の人民の公敵に反對するばかりでなく、大民族主義と地方民族主義にも反對しなければならぬ。

漢族は、わが國の人口のなかで、最大多數をしめており、歴史的條件の關係から、漢族の政治、經濟および文化は、國內の各民族のなかで、わりあいに高度の發展をとげている。しかし、このことによつて漢族はなにか特權的なものをも享受してよいとか、他の兄弟民族のまえでおごりたかぶるようなふるまいをしてよいと、ぜつたい考へてはならない。これとはまつたく反對に、漢族は各兄弟民族の發展を援助する義務がある。各少数民族はすでに民族平等の權利を獲得したけれども、もし、たんに自己の條件、力にたよるだけでは、經濟上・文化上の立ちおくれを急速に克服することはできない。このため、かれらにたいする漢族の援助はきわめて重要である。漢族人民、とりわけ各少数民族地區の工作に派遣されている漢族幹部は、たえず少数民族の經濟・文化の發展および生活水準の向上に心がけ、ほんとうに心から少数民族に奉仕するとともに、根氣づよく當該地方の民族幹部を援助して一步一步成長させ、それによつてかれら自身にその地區のいろいろな指導工作の責任をうけもたせるようにしなければならぬ。なかには、地方民族主義といつた思想が存在している。この地方民族主義の思想は大漢族主義とおなじく、ながいあいだの歴史的な遺物である。この地方民族主義の思想、行動は、これまた各民

族間の團結に有害であり、そしてその民族の利益にまつたく有害である。したがつておなじくこれも克服されねばならない」(中華人民共和國憲法草案報告、三五―六頁)。

#### (四) 社會主義への過渡的國家としての新中國

新中國憲法によれば、中華人民共和國は、未だそれ自身としては、社會主義國家ではない。それは社會主義への過渡的國家である。すなわち、「中華人民共和國は國家機關および社會の力にたより、社會主義工業化と社會主義改造をつうじて一步一步、搾取制度をなくし、社會主義社會をうちたててゆくことを保證する」(新中國憲法四條)國家である、と規定されている。故に其の基本目標が社會主義社會の建設にあることは明らかであり、其の建設の方法も具體的に示されているにかかわらず、未だ生産手段の完全な公有制を樹立しているものではない。すなわち新中國憲法第五條が國家所有制、すなわち全人民所有制とともに、協同組合所有制即ち労働大衆の集團的所有制と個人勤勞所有制、資本家所有制をも同時に認めている所以である。もちろん國營經濟(國家所有制と協同組合的所有制)が中心であり、かかる社會主義的要素を強化發展せしめんとするものであることは言うまでもない。従つて、同第六條が、第一項に於て、「國營經濟は全人民的所有の社會主義經濟であり、國民經濟における指導力であり、國家が社會主義的改造を實現する物質的基礎である。國家は國營經濟の優先的發展を保證する」と定め、同第二項に於て、「鑛物資源、水流、法律によつて國有と定められた森林、荒地およびその他の資源はすべて全人民の所有に屬する」と定めている所以である。然かもそれは空想的なプランではなくて、す

で遂行と實現の十分に可能な具體的な綱領たる點に強味が存している、と言へよう。<sup>(註一)</sup>

例へば、經濟について見ても、「(1)協同組合經濟は勤勞大衆の集團的所有による社會主義經濟あるいは勤勞大衆の一部の集團的所有による半社會主義經濟である。勤勞大衆の一部の集團的所有の制度は個人、農民、個人手工業者およびその他の個人勤勞者を組織して勤勞大衆の集團的所有の制度にすすむ過渡的な形態である。(2)國家は協同組合の財産を保護し、協同組合經濟の發展を獎勵、指導ならびに援助し、かつ生産協同組合を發展させることを個人農業および個人手工業を改造する主要な道とする」(同、七條)と規定しているのである。

また個人勤勞者所有制については、第八條で農民の土地所有權およびその他の生産手段の所有權の保護等と、生産の協同化・販賣購買の協同化、信用の協同化とについて規定し、第九條で手工業者および農業以外のその他の個人勤勞者の生産手段の所有權の保護について規定しているのであるが、何れも個人の所有權を保護するともに、これらの勤勞者を指導して、生産の増加をはかり、生産の協同、販賣購買の協同、信用の協同を自發的意思にもとづいて組織することを獎勵することを目的としている。但し、「富農經濟に對しては制限と漸次的消滅の政策をとる」(同、八條三項)と明瞭に規定している。直ちに富農を抑壓しないで一步一步これをなくしようとする政策であることがかくて明らかである。この方策は資本に對しても同様に取られているが、すこしくと言うよりも相當に異なる。即ち第十條は、(1)國家は、法律によつて、資本家の生産手段の所有權およびその他資本の所有權を保護する。(2)國家は、資本主義的工商業にたいしては利用、制限並びに改造の政策をとる。(3)國家は國家の行政機關の管理、國營經濟の領導および勞働者大衆の監督を通じて、資本主義的工商業の國計民生に有益な積

極的な役割を利用し、國計民生に不利益をもたらすそれらの消極的な役割を制限し、各種のことなつた形態の國家資本主義經濟に轉ずるようそれらを獎勵し指導して、一步一步、資本家的所有制を全人民的所有制にかえる」と規定し、また「(1)國家は公共利益をそこない、社會の經濟秩序を攪亂し國家の經濟計畫を破壊する資本家のすべての不法行爲を禁止する」と規定して、其の社會主義的準備國家である所以を明らかにしているのである。更に同第十三條が、都市農村の土地および生産手段の買上徵用と國有化について規定しているのも、かかる國家的性格を語るものである、と言へよう。

また新中國憲法が、公民の財産の私有を保護し(同第十一條)、私有財産の相續權を保護する(同、十二條)にもかかわらず、「なにびとであれ私有財産を利用して公共の利益を破壊することを禁ずる」(同、十四條)のも、かかる社會主義的準備國家たることの面目を明示するものである、と言はねばならない。

また、かかる關連に於て、始めて經濟計畫による國民經濟の發展改造の指導、不斷の生産力の昂揚による國民生活の改善、國家の獨立と安全の強化について規定している第十五條と、勞働の積極性と創造性の獎勵について規定している第十六條の趣旨が、よく理解せられることになるのである。

さらにまた、第十九條が、「(1)中華人民共和國は人民民主制度をまもり、すべての反國家的ならびに反革命的活動を鎮壓し、すべての賣國奴と反革命分子を處罰する。(2)國家は法律によつて、一定の期間に、封建地主および官僚資本家の政治權利を奪うと同時に彼らに生活上の活路を與え、彼らをして勞働を通じて自ら働いて生活する公民に改造する」と定めているのも、其の寛容なる社會主義的準備國家又は過渡的國家の本領を示すものと

言うことができよう。<sup>(註二)</sup>

(註一) この點について劉少奇の説明がある。次の如し、「憲法草案のこれらの規定は、もちろん、空想によつてできたものではなく、中華人民共和國成立らしいの社會經濟關係の變化および廣はん大衆の經驗を根據としたものであり、それゆえにこそ、いづれも遂行できるものである。」(「中華人民共和國憲法草案説明」二三頁)。

(註二) この點について劉少奇の説明がある。曰く「わが國ではすでに階級闘争はないというような考えかたは、まつたくまちがつている。これらの法律にそむき、破かい活動をおこなう資本家は、もちろん處罰されなければならない。資本主義的搾取の制限から、資本主義的搾取の絶滅までに、複雑な闘争がないなどかながえることはできない。しかし、國家行政機關の管理、國營經濟の指導および労働者大衆の監督をつうじ、平和的な闘争方式で、目的に到達することができる。資本家が大勢のおもむくところをはつきり知り、すすんで社會主義改造をうけいれ、法律にそむかず、人民の財産を破壊しさえしなければ、かれらは國家から面倒をみてもらい、將來の生活および仕事が適當に配置されるであろうし、その政治的權利はくたつされるようなことはないであろう。この政策は、封建地主階級にたいするわれわれの政策とは大いに區別される。」(「中華人民共和國憲法草案説明」二五頁)。

## (五) 新中國の人民奉仕國家的性格と平和國家的性格

(一) また新中國憲法の規定する如く、中華人民共和國は、官僚主義的性格を否定せる國家であるが、其の第十七條と第十八條の規定が、とくにこのことを明らかに示している。

すなわち第十七條は、「すべての國家機關は人民大衆に依存し、つねに大衆と密接な連絡を保持し、大衆の意

見をきき、大衆の監督をうけ入れなければならない」と定めてをり、また第十八條は、「すべての國家機關工作者は人民民主主義制度に忠實で、憲法および法律に服従し、人民のために服務するよう努力しなければならない」と定めているからである。それは官僚主義的國家でないことを示しているだけでなくて、實に官僚主義を否定して、人民への奉仕を強調している國家である、と云うことができるのである。

また例へば、第七十七條が各民族の公民がその民族の言語文字を用いて訴訟を行い得る權利を有すると定め、「少數民族が集居しあるいは雜居している地區では人民法院は當該地方で通用している言語で訊問を行い、その地方で通用している文字で判決書、告示およびその他の文書を發布しなければならない」（同條二項）と規定しているのも、中華人民共和國の少數民族主義とともに、其の非官僚性を示すものである。

(二) 中華人民共和國は然し未だ日本國の如き平和主義國家ではない。日本國憲法は其の第九條の平和主義的規定によつて、平和主義國家であり、その點新中國の憲法に優つて進歩的な憲法である、と言はねばならない。それは先づ新中國憲法第二十條が、「中華人民共和國の武装力は人民に屬し、その任務は人民革命と國家建設の成果をまもり、國家の安全と領土主權の完整をまもることである」と規定していることによつても明らかである。さらに同第二十七條は、全國人民代表大會の權限中に戒嚴發令權と戰爭および講和問題決定權を定め、同第三十一條は全國人民代表大會常務委員會の職權中にその戰爭にかんするものをかかけてをり、また同第四十二條は「中華人民共和國主席は全國の武装力を統率し、國防委員會主席を擔任する」と規定し、同第四十九條は國務院の職權中に武装力の建設の領導を規定していることに徴しても明らかである。のみならず同第三百三條は、「(1)祖

國を守ることは中華人民共和國のすべての公民の神聖な職責である。(2)法律により兵役に服することは中華人民共和國の公民の光榮ある義務である」と規定して兵役の義務づけをしているのである。中華人民共和國が平和主義的國家でないことは、かくして極めて明瞭である。共同綱領の第三章軍事制度六ヶ條の規定の如きは、更にいつそう其の軍事國家たる所以を示しているものである。

しかしながら、かくの如き中華人民共和國は、侵略主義國家ではない。また平和國家であることを妨げるものではない。そのことは、新中國憲法の序言中に、「國際間の諸事項においては、わが國の確固不動の方針は世界の平和と人類の進歩という崇高な目的のために努力することである」と宣明していることによつて知られるのみならず、第九十九條が「中華人民共和國は正義の事業を擁護し、平和運動に参加し、科學工作を行つたために迫害を受けたいかなる外國人にたいしても、居留の權利を與える」と規定していることによつて、さらにいつそう明らかに、中華人民共和國の平和愛好性を知ることができるわけである。

すでにかくの如き其の平和愛好主義は、共同綱領に於ても規定されていたところである。すなわち其の第十一條に「中華人民共和國は平和と自由を愛する世界のすべての國家および人民と提携し、まず第一に、ソ同盟、人民民主主義諸國および被壓迫諸民族と提携し、國際的な平和と民主主義の陣營の側にたち、世界の恒久平和をまもるために、帝國主義の侵略に共同して反對する」と規定しているのであつて、其の平和愛好主義の何たるかもこれによつて明瞭である、と言へよう。

それ故、憲法の表面には、非戰無軍備の平和主義の規定をかかげてをきながら、陰に軍備を設けて戰爭を用意

している現日本の政府の態度と、如何に異なるものであるかと言うことも寔に明瞭である、と言うことができるであらう。

(六) 新中國の主權者人民と、最高國家權力機關であ

り立法機關たる全國人民代表大會と、及び主席

(一) 中華人民共和國が、人民民主主義共和國であることは、新中國憲法が、「すべての權力は人民に屬する」(新中國憲法二條一項前段)と定めていることによつて明らかである。すなわち新中國の主權者は人民である。其の人民の中には労働者、農民、小ブルジョア及び民族資本家等も入る。然し地主階級や官僚ブルジョアや反動者流は入らない。それらの者は即ち專政の對象である。人民以外のこれらのものには主權の主體性と基本的人權が與へられない。然し後述の如く人民への再教育が行はれる。

(二) かくの如き主權者「人民の權力行使機關は全國人民代表大會および地方各級人民代表大會である」(同、二條一項後段)と定められている。かくの如くに主權者たる人民と、人民主權を行使する機關との區別せられていることは、もとより當然のことである。また同第二條二項は「全國人民代表大會、地方各級人民代表大會およびその他の國家機關は、民主集中制を實行する」と規定している。すなわち國家權力を人民代表大會を通じて統一的集中的に行使することが民主集中制である。それは單なる中央集權制ではなく、それとは異なる民主的中央集權制のことに他ならない。この點、毛澤東は、「連合政府について」(一九四五年)に於て、民主集中制を説明して、

「それは民主主義的であり、また中央集中的である。つまり民主主義を基礎とする中央集権であり、中央集中的指導のもとにおける民主主義である」(毛澤東選集第六卷、二二六頁)と言っている。即ち中國人民代表大會は最強の國家權力機關であつて(新中國憲法二十一條)、同時に「國家の立法權を行使する唯一の機關である」(同、二十二條)。それは、立法及び行政の最高權力を有する最強力の國家機關で新中國特有の政治制度たるものである點で、ブルジョア民主主義の政治制度と大異しているのである。劉少奇がこの制度を説明して、「人民代表大會制度がなぜ適切なわが國の政治制度となりうるかといえば、それによつて人民はその權力を行使しやすくなり、人民大衆はつねにこのような政治組織をつうじて國家の管理に参加しやすくなり、それによつて人民大衆の積極性と創意性が十分に發揮できるからである。もし人民大衆に國家管理の能力を發揮させることのできるような適切な政治制度がなかつたならば、あきらかに、人民大衆はみごとに動員され組織され社會主義を建設してゆくことはできないであろう」(「中華人民共和國憲法草案説明」(二八頁))と言っているのは、この政治制度の重要性を語るものである。

全國人民代表大會の構成について、新中國憲法は、「全國人民代表大會は省、自治區、直轄市、軍隊、および華僑の代表によつて構成される」(同、二十三條一項)と規定している。また代表の選舉は一級下の人民代表大會によつてなされる(中華人民共和國選舉法三條)。大會の各期の任期は四年で(新中國憲法二十四條一項)、招集者は全國人民代表常務委員會。毎年一回の通常會議と臨時會議が認められている(同、二十五條)。會議の主宰者は選出される議長團とする、と規定せられている(同、二十六條)。全國人民代表大會の權限は以下の如し(同、二十七條二十八條)。

一、憲法の制定。二、法律の制定。三、憲法實施の監督。四、中華人民共和國主席及び副主席の選任。五、右主席の指名による國務院總理の人事並びに國務院總理の指名による國務院構成員の選決定。六、右主席の提名による國防委員會副主席および委員の選決定。七、最高人民裁判所長の選舉。八、人民檢察院檢察長の任命。九、國民經濟計畫の決定。十、國家の豫算および決算の審査と承認。十一、省、自治區および直轄市の區劃制定の承認。十二、大赦の決定。十三、戰爭および講和の決定。十四、其の他全國人民代表大會が行使すべきものとめた職權。十五、(イ)中華人民共和國主席、同副主席、(ロ)國務院總理、同副總理、同各部部长、同各委員會主任、同秘書長、(ハ)國防委員會副主席および委員、(ニ)最高人民裁判所所長、(ホ)最高人民檢察院檢察長の罷免權。

また全國人民代表大會は、民族委員會・法案委員會・豫算委員會・代表資格委員會および其の他の必要とする委員會を設立し、これを指導する(同、三十四條)。更にまた、大會が必要上設けた調査委員會が調査を行うときは、すべての關係國家機關、人民團體および公民は必要な資料を、この委員會に提供しなければならない義務がある(同、二十五條)。すなわち、これらの重要事項が、すべて全國人民代表大會の討論によつて決定に導かれるわけ、其の議決は過半数制による。但し憲法改正の場合だけが三分の二多数決制によるのである(同、二十九條)。ただ全國人民代表大會は、常置制のものではなく、常設機關として全國人民代表大會常務委員會を置き、其の權限を行使する。常設委員會は大會の選舉にかかる委員長・副委員長若干名・秘書長・委員若干名によつて構成される(同、三十條)。其の權限としては、左の十八項目が規定されている(同、三十一條)。

一、全國人民代表大會代表選舉の主管。二、全國人民代表大會會議の招集。三、法律解釋權。四、法令制定權。五、國務院、最高人民裁判所および最高人民檢察院の職務執行の監督權。六、憲法・法律および法令に牴觸する國務院の決議および命令の取消權。七、省、自治區、直轄市、國家權力機關の不適當な決議の改正又は取消權。八、全國人民代表大會閉會期間中の國務院副總理、各部部长、各委員會主任、祕書長の個々の任免の決定權。九、最高人民裁判所長、裁判員、裁判委員會委員の任免權。十、最高人民檢察院副檢察長、檢察員および檢察委員會委員の任免權。十一、對外全權代表の任免決定權。十二、國際條約の批准および廢棄の決定權。十三、軍人・外交官の稱號・等級および其の他特定の稱號・等級の規定權。十四、勳章・名譽稱號の授與の規定および決定權。十五、特赦決定權。十六、全國人民代表大會閉會期間中被侵略等の場合の宣戰決定權。十七、全國總動員或いは局部動員の決定權。十八、全國あるいは局部地區の戒嚴決定權。十九、全國人民代表大會が授けた其の職權。調査委員會の設定權(同、三十五條)。

全國人民代表大會常務委員會は、全國人民代表大會の常設機關であるから、この大會に對して責任を負い、且つ其の工作について報告しなければならない。また大會は常務委員會の構成員の罷免權を與へられている(同、三十三條)。

全國人民代表大會代表は國務院あるいは國務院各部各委員會に對して質問權をもち、質問を受けた機關は責任をもつて回答しなければならない(同、三十六條)。また代表は、大會の許可なくしては、また大會閉會期間中は大會常務委員會の許可なくしては、逮捕もしくは裁判されない權利を與へられる(同、三十七條)。さらにまた代

表は、その選舉單位の監督を受けねばならない。すなわちその選舉單位は法律の定める手続きによつて、いつでもその單位の選出した代表をとりかえる権限を與へられる(同、三十八條)。

かくして、我々はその徹底した民主主義性を知ることができる。すなわち、ここに言う徹底した民主主義性とは、權力機構に對する人民の批判の自由の徹底して認められていることである。すなわち、われわれは新中國の民主集中制が權力及び權力機構に對する人民の批判に基底するものであり、その批判の大きな場が人民代表大會である、と言うことを知り得るわけである。これについて、劉少奇の「中華人民共和國草案報告」(三〇、三一頁)には次の如く述べられている。「人民の共同の利益と統一された意志は、人民代表大會およびすべての國家機關の工作の出發點である。したがつて、このすべての國家機關のなかでは、民主の基礎のうえに、人民の政治的一致性を形成することもできる。しかし政治上の一致性があるからといつて、批判および自己批判をとりやめたりちぢめたりすることはできない。これとはまつたく反對に、批判および自己批判は、われわれの民主的生活のひとつのきわめて重要なあらわれである。われわれのすべての國家機關のなかで、工作における缺點やあまりはどうしてもあるものである。したがつて、全國人民代表大會の會議において、地方の各級人民代表大會の會議において、すべての國家機關の會議および日常の活動のなかでは、すべて批判および自己批判を十分に發揮しなければならぬ。われわれは批判および自己批判という武器を運用して國家機關の工作を推進し、たえず缺點やあまりをあらため、大衆から離脱する官僚主義に反對し、つねに國家機關が大衆と密接なつながりをもつようにし、人民大衆の意志を正しく反映させなければならぬ。もし十分な批判、自己批判がないならば、人民の政治

の一致性に到達することも、それを保持することもできなくなる。われわれの國家機關においては批判をおさえることは法をおかす行爲である。」

(三) 叙上の如く、全國人民代表大會が新中國の最高權力機關であるが、この下に中華人民共和國主席がある。主席制は一種の大統領制である。主席は、全國人民代表大會の決定および全國人民代表常務委員會の決定にもとづき、一、法律および法令の公布。二、國務院總理、副總理、各部部长、各委員會主任、秘書長の任免。三、國防委員會副主席、委員の任免。四、國家勳章と榮譽稱號の授與。五、大赦令および特赦令の發布。六、戒嚴令の發布。七、戰爭狀態の宣言。八、動員令の發布。以上の職權を行うものである。このことは新中國の憲法第四十條の定めるところである。

そのほか、中華人民共和國主席は、對外的に中華人民共和國を代表し、外國使節をうけいれ、全國人民代表大會常務委員會の決定にもとづいて、對外全權代表を派遣並びに召還し、外國と結んだ條約を批准する權限を有する(同、四十條)。主席はかくの如くに新中國を代表する職責の故に元首の名に値するが、然しいわゆる行政權者とはせられていない。最高の國家權力機關たる全國人民代表大會と、その常任機關たる全國人民代表大會常務委員會の決定に従つて、其の權限を行うものであるから、國家權力的實力と國家的象徴性とを併せ有するものが主席であると言へよう。

それ故に、主席は、全國の武装力を統率し、國防委員會主席を擔任する(同、四十二條)。すなわち軍令權と軍政權とを霸有するわけである。また主席は、必要ある場合には最高國務會議を招集し、且つ最高國務會議主席と

なる（同、四十二條一項）わけである。最高國務會議の参加者は、中華人民共和國副主席、全國人民代表大會常務委員會委員長、國務院總理およびその他の關係者となつてゐる。而して「國家の重大事項にたいする最高國務會議の意見は、中華人民共和國主席が、全國人民代表大會、全國人民代表大會常務委員會、國務院もしくはその他の關係部門に提出して、討議され、かつ決定される（同、四十三條）。従つて最高國務會議は國務院についての決定機關ではない、また諮問機關でもなく、最高國務審議調整機關の如きものと言へよう。

中華人民共和國主席の職務執行を協助するものとして副主席が置かれる。副主席は主席の委託を受けて主席の一部の職權を代行することができる（同、四十四條一項）。また主席が健康狀況により長期職務不能のときは副主席が主席の職權を代行する。また主席が缺位のときは副主席が主席の職位をつぐ（同、四十六條）。

主席および副主席は、いづれも全國人民代表大會が選舉する。またいづれも滿三十五歳以上の有權者公民でなければならぬ。任期は四年とする（同、三十九條二項および四十四條二項）。但し、主席および副主席の職權行使は、次期の全國人民代表大會が選出した次ぎの主席、副主席の就任までとする（同、四十五條）。

#### (七) 行政機關たる國務院

新中國憲法の定めるところによれば、中華人民共和國國務院は中華人民共和國政府であつて、最高國家權力機關たる全國人民代表大會の執行機關であり、國家の最高行政機關である（新中國憲法四十七條）。すなわち例へば、我が國の内閣に相當する。國務院は、全國人民代表大會に對して責任を負い、其の活動を報告し、同大會閉會中は同大

會常務委員會に對し責任を負い其の活動を報告しなければならない(同、五十二條)。

國務院は、總理・副總理若干名・各部部长・各委員會主任・秘書長を以て構成し、其の組織は法律によつて定められる(同、四十八條)。國務院の職權は、(一)、憲法・法律および政令にもとづいて行政措置を定め、決議および命令を發し、かつ其の實施狀況を審査すること。(二)、全國人民代表大會あるいは全國人民代表大會常務委員會に議案を提出すること。(三)、各部および各委員會の活動を統一的に領導すること。(四)、全國地方各級國家行政機關の活動を統一的に領導すること。(五)、各部部长、各委員會主任の不適當な命令および指示を改變又は撤銷すること。(六)、地方各級國家行政機關の不適當な決議および命令を改變又は撤銷すること。(七)、國民經濟計畫および國家豫算を執行すること。(八)、對外貿易および國內貿易を管理すること。(九)、文化、教育および衛生の諸活動を管理すること。(十)、民族についての事務の管理。(十一)、華僑についての事務の管理。(十二)、國家利益の保護、公共秩序の維持、公民權利の保障。(十三)、對外事務の管理。(十四)、武裝力建設の領導。(十五)、自治州、縣、自治縣、市の區畫の承認。(十六)、法律の規定にもとづき行政人員を任免すること。(十七)、全國人民代表大會と全國人民代表大會常務委員會の授けたその他の職權、ということになつてゐる(同、四十九條)。

また國務院總理は、國務院の活動を領導し、國務院會議を主宰することを其の任務とする(同、五十條一項)。副總理は總理の職務執行を補佐することを其の職責とする(同條二項)。

各部部长および各委員會主任は、その部門の工作を管理する責任を有し、其の部門の權限内で法律・法令および國務院の決議命令にもとづいて命令もしくは指示を發することができる(同、五十一條)ことになつてゐる。

## (八) 司法機關たる人民裁判所と人民檢察院

新中國は、裁判權を行う國家機關として、中華人民共和國最高人民裁判所、地方各級人民裁判所および特別裁判所を設ける（新中國憲法七十三條）。

(一) 最高人民裁判所長は全國人民代表大會がこれを選挙しかつ罷免する（同、二十七條二十八條）。地方各級人民裁判所の所長は縣級以上の人民代表大會がこれを選挙し、かつ罷免する（同、五十九條二項）。それぞれの任期は四年である（同、七十四條）。

人民裁判所は獨立して裁判を行い、法律にのみ服従する（同、七十八條）。各級人民裁判所は、裁判のさい、法律に依つて人民陪審員制度を實行する（同、七十五條）。人民裁判所の審理には、法律で定められた特別の事情をのぞく外は一律に公開で行い、被告人には辯護の權利が與えられる（同、七十六條）。

最高人民裁判所は最高の裁判機關とされ、地方各級人民裁判所の裁判上の職務執行を監督する（同、七十九條）  
權限が與えられ、上級人民裁判所は下級人民裁判所の職務執行を監督する權限が與えられる。

最高人民裁判所は全國人民代表大會に對して責任を負い、かつその活動を報告しなければならない。また、全國人民代表大會の閉會中は、全國人民代表大會常務委員會に對して責任を負い、かつその活動を報告する（同、八十條）。また、地方各級人民裁判所は、その級の人民代表大會にたいして責任を負い、かつその活動を報告する（同八十條）。

以上の如く、新中國において、司法活動は、すべて各級人民裁判所が全國人民代表大會に獨立して行うのであるが、憲法、法律の解釋權及び監督權は全國人民代表大會および全國人民代表大會常務委員會がもつてをり（同、三十一條）、従つて完全な司法權の獨立は存在しない。

(二) 中華人民共和國最高人民檢察院は、國務院所屬の各部門、地方の各級國家機關、國家機關の勤務者および公民が法律を遵守しているか否かについての檢察權を行使する（同、八十一條）。最高人民檢察院檢察長の任免は全國人民代表大會が行い（同、二十七條二十八條）、其の任期は四年とせられる（同、八十二條）。人民檢察院の組織は法律によつて定められる（同、八二條）。地方各級人民檢察院は、地方國家機關の干渉を受けずに獨立的に職權を行使する（同、八十三條）。最高人民檢察院は全國人民代表大會に對して、またその閉會中は全國人民代表大會常務委員會に對して、責任を負いかつその活動を報告する（同、八十四條）。その點人民法院の場合と同然である。

## 九 地方政治組織

新中國の地方政治組織は、地方の國家權力機關たる各級の人民代表大會と、地方各級人民代表大會の執行機關で地方の國家行政機關たる各級人民委員會とを以て構成せられる（新中國憲法五十五條）。故に、地方政治も國家政治以外のものではなく、國の行政區域に於ける政治にほかならないことが明らかである。しかし各級人民代表大會は全國人民代表大會の下部機關ではないが、全國人民代表大會の基磐になつてをり（中華人民共和國選舉法三條參照）、各級人民委員會は國務院の下部機關ともなつているのである。

かくの如き行政區域として、先づ全國を省、自治區、直轄市に分ち、省と自治區を自治州・縣・自治縣および市に區分し、更に縣・自治縣を鄉・民族鄉および鎮に分け、また直轄市と比較的大きな市を區に分け、自治州を縣・自治縣・および市に分ける。而して自治區・自治州および自治縣をすべて民族自治の地方とするのである（新中國憲法五十三條）。而して、地方人民代表大會と人民委員會は以上のすべての行政區域に設置される。但し自治區・自治州・自治縣には、第二章第五節に定める自治機關を設ける（同、五十四條）。

市轄區を設けていない市・市轄區・鄉・民族および鎮の人民代表大會の代表は、選舉民が直接に選舉し、省・直轄市・縣・區の設けなき市の人民代表大會の代表は、一級下の人民代表大會によつて選舉される。また地方各級人民代表大會代表選出の方法は、選舉法によつて定められる（同、五十六條）。省人民代表大會の任期は四年、其の他の地方人民代表大會の任期は二年である（同、五十七條）。

地方各級人民代表大會は、それぞれの區域内で、法律法令の遵守とその執行の保證、地方の經濟建設・文化建設および公共事業の規劃、地方の豫算と決算の審査と承認、公共財産の保護、公共秩序の維持、公民權利の保障、少數民族の平等權利の保障（同、五十八條）の諸權限（同、五十八條）、その級の人民委員會の構成員の選免權を有する（同、五十九條一項）。また縣以上の人民代表大會は、その級の人民裁判所長の選免權を有する（同、五十九條二項）。さらに又地方各級人民代表大會は、法律の定める其の權限にもとづき、決議を採擇し公布する。またその級の人民委員會の不適當な決議や命令を改變又は撤銷する權限を有する。また縣級以上の人民代表大會は一級下の人民代表大會と人民委員會の不適當な決議および命令を改變又は撤銷する權限を有する。さらにまた

民族郷の人民代表大會は、法律の定める權限にもとづいて民族の特徴にかなつた具體的な措置をとることができ  
る(同、六十條)。

然るに、省・直轄市・縣・區を設けている市の人民代表大會の代表は、その選舉單位の監督をうける。區を設  
けていない市・市轄區・郷・民族郷・鎮の人民代表大會代表は選舉民の監督を受ける。而して地方各級人民代表  
大會代表の選舉單位と選舉民は、法律によつて定められた手續により、隨時其の選出した代表を撤換する權利を  
有する(同、六十一條)。

地方各級人民代表大會の執行機關で地方の國家行政機關である地方各級人民委員會の構成は、それぞれの級の  
地方人民代表大會で選舉された省長、市長、縣長、區長、部長、鎮長各一名と、副省長、副市長、副縣長、副部  
長、副鎮長各若干名および委員各若干名をもつてする。任期は、その級の人民代表大會の任期と同じであるとさ  
れる。又地方各級人民委員會の組織は法律によつて定めると規定している(同、六十三條)。

地方各級人民委員會は、その級の人民代表大會および上級の國家行政機關に對して責任を負い、且つその活動  
について報告しなければならない。而して、全國の地方各級人民委員會は、すべて國務院の統一的領導下にある  
國家行政機關であつて、國務院に服従する(同、六六條)。かくして、地方各級人民委員會は、法律で定められた權  
限にもとづいて、(一)その行政區域の行政活動を管理し、(二)地方各級の人民代表大會の決議と上級の國家行政機關  
の決議と命令を執行し、(三)かつその決議命令を公布する(同、六十四條)。然し、縣級以上の人民委員會には、所  
屬の各部門と同時に下級人民委員會の活動を領導し、法律の規定に従つて國家機關行政人員を任免する權限をも

ち、更に下級人民委員會の不適當な決議の執行を停止する権限、および所屬各部門および下級人民委員會の不適當な決議と命令を改め、あるいは取り消す権限が與えられる(同、六十五條)。

## (四) 民族の自治制

新中國憲法は、その序言において、「わが國の各民族はすでに自由平等な民族の大家族となるまでに結集している。各民族の間の友愛互助を發揚し、帝國主義に反對し、各民族内部の人民の共同の敵に反對し、大民族主義と地方民族主義に反對することを基礎として、わが國の民族的團結はひきつづき強化されるであろう。國家は經濟建設および文化建設の過程において、各民族の必要を顧慮し、社會主義的改造の問題では、各民族の發展の特徵に十分に注意するであろう」と述べ、更にまた第三條において「中華人民共和國は統一された多民族國家である。各民族はすべて平等である。どの民族にたいしても差別觀や壓迫を禁止し、各民族の團結を破壞する行爲を禁止する。各民族はすべて自己の言語文學を發展させる自由をもち、自己の風俗習慣および宗教的信仰を保持し、もしくは、改革する自由をもつ。各少數民族の集居する地方では區域自治を行なう。民族自治の各地方はすべて中華人民共和國の不可分な一部である」と明確に規定している如く、新中國憲法が民族政策について特に配慮していることは以上の規定で明らかであるが、第二章第四節五十三條及び五十四條に於て、民族自治の地方である自治區、自治州、自治縣には自治機關を設け、自治機關の組織と工作は憲法第二章第五節によつて定める旨特に規定し、そして其の第五節において、自治區・自治州・自治縣の自治機關の組織は、憲法第二章四節で規定

している地方國家機關の組織にかんする基本原則にもとづくべきこと、及びその自治機關の形態は區域自治を實施する民族の大多數の人民の意思にもとづいて決めることが出來ると定めている(同、六十七條)。多數民族が雜居している自治區・自治州・自治縣の自治機關内には、關係ある民族が適當數の代表を置かなければならない(同、六十八條)とし、各民族の利益の不平等がないように顧慮している。

自治區・自治州・自治縣の自治機關は、憲法第二章第四節で規定されている地方國家機關の職權を行使するものであつて(同、六十九條)、憲法と法律に規定されている權限に従つて、(一)自治權を行使し、(二)地方の財政を管理し、(三)國家の軍事制度に従つて、その地區の公安部隊を組織し、さらに、(四)その地方の民族の政治的、經濟的、文化的特徴に従つて、自治條例と單行條例を定め、全國人民代表大會常務委員會に報告して承認を求めることが出來ることを定めている(同、七〇條)。

而して其の職務の執行には、その地方の民族に通用する一種又は數種の言語文字を使用することを定めている(同、七十一條)。また民族自治機關が自治權を行使するにあつて、各上級機關に對して、その行使を十分に保障し、かつ少數民族が政治的、經濟的、文化的建設事業を發展させるのを援助しなければならぬ(同、七十二條)と規定し、民族自治權の保護と育成を計つていたのである。

#### (七) 個々の公民の基本的權利と基本的義務

新中國憲法は、主權者人民を構成する個々の公民の基本的權利と義務について、第三章でこれを規定している。

(一) 新中國憲法の制定されるまでの革命中國國家體制建設途上の方針であつた臨時憲法・共同綱領では、公民の基本的權利と義務について特に一章を設けず、政治權利と義務について特に一章を設けず、政治權利については「中華人民共和國の人民は法の定めるところによつて選舉權と被選舉權をもつ」(共同綱領四條)、たゞし「一般の反動分子、封建地主、官僚資本家にたいしては……なほ法の定めるところに従つて、必要期間中、かれらの政治的權利を剝奪しなければならぬ」と規定し、自由權については「中華人民共和國の人民は思想、言論、出版、集會結社、通信、身體、居住、移轉、宗教信仰および自由の權利をもつ」(同、五條)と規定し、その他男女平等婚姻の自由(同、六條)を簡單に規定しているにすぎない。また義務についても、共同綱領の第八條一ヶ條をもつて、中華人民共和國の國民は、すべて祖國を防衛し、兵役に服し、租税を納める義務があると規定しているにすぎない。然るに新中國憲法においては、公民の基本的な權利と義務を、十九ヶ條にわたつて、廣範かつ詳細に規定しているのである。この長足の進歩は、一に新中國の政治的躍進に基據するものである。

それは先づ「中華人民共和國の公民は法律上一律に平等である」(新中國憲法八十五條)と規定し、また政治的經濟的文化的社會的及び家庭生活の各方面に於て、男女平等である旨を明らかにしている(同、九〇條)。

政治權については、滿十八歳以上の公民に對して、民族・種族・性別・職業・社會的出身・宗教上の信仰・教育程度・財産狀況・居住期間の區別なく、すべてに選舉權と被選舉權を與えている(選舉法第四條にも同じ規定がある)。ただし、例外として、精神病者と法律によつて選舉權および被選舉權を奪われたものは除く(同、八十六條)。即ち第十九條に「人民民主主義制度をまもり、公民の安全と權利を保護し、すべての反國家的なら

びに反革命的活動を鎮壓し、すべての賣國奴と反革命分子を處罰する。(2)國家は法律によつて、一定の期間に、封建地主および官僚資本家の政治的權利を奪うと明記して、封建地主及び官僚資本家は一定期間政治權利が奪われることを明らかに定めている。しかし國家は生活上の活路を彼等に與え、勞働を通じて自ら働いて生活する公民に改造する、と定めている。尙お選舉法第五條には、法によつてまだ身分を改められていない地主階級分子、法によつて政治的權利を剝奪されているもの、精神病者は選舉權なし、と定めている。また選舉法第八條は選舉の完全國營主義を明記し、同第五章(三十五條—四十一條)には選舉が選舉委員會によつて運営されることを規定しているのである。

また新中國憲法は、公民の廣範な自由權について規定している。即ち、(一)言論、出版、集會、結社、街頭行進示威運動の自由權(新中國憲法八十七條)。(二)宗教上の信仰の自由權(同、八十八條)。(三)公民の人身の自由權(同、八十九條)。(四)住居かなる公民も人民裁判所の決定または人民檢察院の認可を経ずしては逮捕されない權利(同、八十九條)。(五)住居を侵されざる自由權、信書の祕密の保護を受ける自由權および居住轉居の自由權(同、九十條)。(六)科學の研究、文藝藝術上の創作およびその他の文化活動を行う自由權(同、九十五條)が、それである。特に(一)については、國家が物質上の便宜を與えて公民がこれらの自由を享受することを保證し、また(五)については科學、教育、文學、藝術およびその他文化的事業に従事する公民の創造的活動を獎勵し援助する旨を規定しているのである。

また勞働權・生活權についての其の規定は、社會主義への過渡的國家としての特徴を明示している。即ち勞働についての權利は、勞働の權利(同、九十一條)勤勞者の休息の權利(同、九十二條)、勞働者が老齡、疾病及び勞働

能力を失つたときの物質的援助を受ける権利(同、九十三條)を保證しているのである。そして、國家は、國民經濟を計畫的に發展させ、労働就職を増大し、労働條件および賃金待遇を改善することによつて、公民が、このよ  
うな權利を享受できるように保障し、労働者、職員の労働時間と休暇制度を規定し、勤勞者の休息と休養上の物  
質的條件を次第に擴充して、労働者がこのような權利を享受することを保障し、社會保險・社會救濟および大衆  
衛生の諸事業をおこし、かつこれらの施設を一步一步擴充して労働者がこのような權利を享受する事の保障につ  
いて定めている(同、九十一・九十二・九十三條)。

また公民は教育をうける權利をもつ。國家は特に青年の體力と智力の發展に關心をはらい、各種の學校文化教  
育機關を設立し、公民がこのような權利を享受することを保證する、と規定している(同、九十四條)。さらに又、  
婚姻、家庭、母親及び兒童は國家の保護をうけるべき權利を與へられている(同、九十六條)。

また公民は「いかなる違法又は職務を逸脱した國家機關の勤務者に對しても、各級國家機關に、書面による告  
訴または口頭による告訴を行う權利」を與へられ、且つ國家機關の勤勞者が公民の權利を侵したために損失を受  
けた者は辨償を受ける權利」を與へられている(同、九十七條)。

更に、海外華僑の正當な權利と利益を保護するとして、在外中國人に對する屬人主義の立場を明らかにしてい  
る(同、九十六條)。さらにまた、正義の事業を擁護し、平和運動に参加し、科學工作を行つたために迫害をうけ  
たいかなる外國人に對しても居留の權利を與える旨を規定している(同、九十九條)。

(四) 公民の義務としては、先づ第百條に於て「公民は憲法と法律を守り、労働規律をまもり、公共の秩序を守

り、社會の公德を尊重しなければならない」と規定し、また(一)公共財産を愛護する義務(同、百一條)と、(二)納税の義務(同、百二條)と、(三)兵役の義務(同、百三條)の三つの基本的義務を課している。

かくの如き公民の權利義務について、劉少奇の「中華人民共和國憲法草案報告」(三三頁)は次の如く述べている。曰く「公民ひとりびとりの自由と權利に心をくばることが、できるのは、いうまでもなく、わが國の國家制度と社會制度からきている。いかなる資本主義國家の人民大衆も、わが國人民のように廣はん個人の自由をもつていないし、またもぢえない。

われわれの國家は、廣はん人民大衆を鼓舞して、積極的に國家および社會の公共生活に参加させ、そして人民大衆に集團主義の觀點から出發して、公共生活のなかで社會および國家にたいしつくすべきいろいろな義務を自覺をもつてまもらせることができるが、これはわれわれの人民民主主義制度が人民の利益に合致していることを證明するものである。集團主義をもつているために、社會にたいし、國家にたいし、義務をつくしたからといつて、人民大衆は個人の利益や個人の自由を失うようなことがあるであろうか？ もちろんそのようなことはない。人民民主主義制度および社會主義制度のもとでは、國家および社會の公共の利益と個人の利益とが不可分のものであり、一致するものであることを、人民大衆は身をもつてしることができ、人民民主主義制度および社會主義制度のもとでは、人民には完全な民主的權利があると同時に、完全な義務もある。人民は國家權力を完全に行使する以上、主人公としてはたすべき完全な義務もあるのである」と。

(七) 國旗・國章・首都

新中國憲法は、序言・第一章總綱・第二章國家機構（第一節全國人民代表大會・第二節中華人民共和國主席・第三節國務院・第四節地方各級人民代表大會及び地方各級人民委員會・第五節民族自治地方の自治機關・第六節人民裁判所及人民檢察院）・第三章公民の基本的權利及び義務の各章節に次で、最後の章第四章に於て、第四百四條に國旗を五星赤旗であると定め、第五百五條に國章を五星の輝く天安門を中心とした穀物穂と齒車であると定め、第百六條に首都を北京である、と定めている。思うに新中國憲法は、其の定めるかくの如き國旗と國章とをして、民主專政中華人民共和國の目標が、直ちに社會主義の建設にあることを象徴せしめているものと見ることができらるであらう。